

平成 22 年

第 1 回市議会臨時会 議案第 6 号

専決処分の報告について

函館市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 22 年 3 月 31 日次のとおり専決したので、議会の承認を求める。

平成 22 年 5 月 24 日提出

函館市長 西尾正範

函館市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

函館市福祉事務所設置条例（昭和 48 年函館市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律（平成 22 年法律第 19 号）の施行に関すること。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。